
国内 LBO ファイナンスの課題に関する勉強会報告書
(2025 年度)

2026 年 3 月 19 日

国内 LBO ファイナンスの課題に関する勉強会
(事務局：一般社団法人全国銀行協会)

2025 年度勉強会メンバー

※全銀協の会員銀行におけるデータを取り扱う性質上、2025 年度は銀行、金融庁および日本銀行に限定

2026 年 3 月 19 日時点

委員	清水 通	(株) みずほ銀行戦略ファイナンス営業部 副部長
	日野 照保	(株) みずほ銀行戦略ファイナンス営業部スポンサーカバレッジ第二チーム 次長
	市原 知哉	(株) みずほ銀行シンジケーション部プロダクツディストリビューションチーム 担当部長
	西川 仁	(株) 三菱 UFJ 銀行ソリューションプロダクツ部 部長
	菅野 幸浩	(株) 三菱 UFJ 銀行ソリューションプロダクツ部 副部長
	内田 公祐	(株) 三井住友銀行執行役員 企業戦略営業部 部長
	眞鍋 崇	(株) 三井住友銀行企業戦略営業部 副部長
	坂本 誠	(株) 千葉銀行執行役員 法人営業部 部長
	栗原 慶巨	(株) 千葉銀行法人営業部 ビジネスソリューショングループ 調査役
	米田 和紀	(株) きらぼし銀行常務執行役員 営業戦略本部長 兼 SF 部 部長
	清水 昌弘	(株) きらぼし銀行営業戦略本部 兼 SF 部 戦略ディレクター 兼 SF 部 部長
	中里 弘樹	(株) あおぞら銀行常務執行役員 事業ファイナンス本部長
	松浦 洋二	(株) あおぞら銀行事業ファイナンス部 次長
	伊東 秀訓	(株) 愛媛銀行ソリューション営業部 部長
	渡部 正和	(株) 愛媛銀行ソリューション営業部 副調査役

オブザーバー
金融庁
日本銀行

事務局	金子 洋平	(一社) 全国銀行協会委員会室 室長 ((株) 三菱 UFJ 銀行 経営企画部 会長行室 室長)
	中村 逸人	(一社) 全国銀行協会委員会室 次長 ((株) 三菱 UFJ 銀行 経営企画部 会長行室 次長)
	吉田 暁充	(一社) 全国銀行協会委員会室 上席調査役 ((株) 三菱 UFJ 銀行 経営企画部 会長行室 上席調査役)
	吉原 康之	(一社) 全国銀行協会業務部 次長
	吉村 隆史	(一社) 全国銀行協会業務部 調査役

(敬称略)

目次

はじめに	3
1. 2023年度以降の国内LBOローン市場を巡る環境変化	4
(1) 案件動向の変化	4
(2) 金利環境の変化とプライシングを巡る意識	4
(3) 金利上昇局面におけるリスク管理・ガバナンスへの要請	5
2. 国内LBOローン市場の可視化の進展	6
(1) 2023年度の課題整理と2024年度における基盤整備	6
(2) 2025年度におけるデータ整備の取組み	6
(3) 可視化を通じて整理された論点	7
3. プライシング情報の取扱いを巡る論点	8
(1) 国内市場における現状と課題	8
(2) 海外市場の整理	8
(3) 国内における検討の方向性	9
(4) 実務・法務面の留意点	9
4. 国内LBOローン市場の構造整理と標準化・リスク管理手引きの方向性	10
(1) 日本のLBOローン市場の構造的特性	10
(2) ディストリビューションの拡大を行いやすくするための領域と前提条件	12
(3) 標準化の位置づけと検討の射程	12
(4) 標準化の主な対象領域	12
(5) リスク管理手引きの位置づけ	13
5. 2026年度に向けた論点整理と今後の進め方	15
(1) 2025年度勉強会の総括	15
(2) 次年度の主要論点案	15
(3) 次年度の検討の枠組み	15
おわりに	16

はじめに

国内 LBO ローン市場は、2023 年度以降の金利環境の転換や M&A 案件の大型化・多様化を背景に、市場環境に変化が見られている。こうした状況を踏まえ、全国銀行協会では、2023 年度より「国内 LBO ファイナンスの課題に関する勉強会」を継続的に開催し、市場の健全な発展に資する検討を進めてきた。

2025 年度は、市場可視化を主テーマとし、データ整備・定義整理・集計の試行を通じて、市場の全体像を把握するための基礎的な整理を行うとともに、次の検討ステップとしての論点整理を行った。本報告書は、2025 年度勉強会の議論を簡潔に整理し、2026 年度以降の検討に向けた方向性を示すものである。

なお、2024 年度の勉強会では、2023 年度報告書¹で整理した課題を踏まえ、国内 LBO ローン市場の可視化に向けた基盤整備を中心に検討を行った。具体的には、データ項目や定義の整理、収集・集計方法に関する論点整理等を進め、2025 年度における試行的なデータ収集・可視化の実施に向けた準備を行った。これらの取組みは主として内部検討として実施したため、2024 年度単独の報告書公表は行っていないが、本報告書は、2024 年度から 2025 年度にかけての一連の取組みを整理・総括するものである。

<2025 年度開催実績>

回	月	テーマ
1	2025 年 10 月 1 日	国内 LBO ローン市場の可視化① (2025 年 3 月基準データ収集に当たっての課題整理)
2	2025 年 12 月 3 日	国内 LBO ローン市場の可視化② (2025 年 9 月基準データ収集に向けた項目見直しの検討)
3	2026 年 1 月 29 日	国内 LBO ローン市場の可視化③ (プライシングの課題、今後の方向性) 国内 LBO ローン市場の発展に向けた今後の課題① (日本の LBO ローン市場の構造的特性、市場の規律)
4	2026 年 3 月 5 日	国内 LBO ローン市場の可視化④ 国内 LBO ローン市場の発展に向けた今後の課題② (日本の LBO ローン市場の構造的特性、市場の規律) 成果物の取りまとめ

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n032501/>

1. 2023 年度以降の国内 LBO ローン市場を巡る環境変化

(1) 案件動向の変化

近年、国内 LBO ローン市場では、企業価値向上を目的とした M&A 案件に加え、事業承継を背景とした中堅・中小企業案件も増加しており、案件規模・性質の多様化が進んでいる。特に一部の大型案件は、市場全体に与える影響も大きく、従来以上に市場構造を踏まえた整理が必要となっている。

LBO ローンに積極的に取り組む動きが、大手金融機関はもとより、地域金融機関にも広がってきている。

(2) 金利環境の変化とプライシングを巡る意識

2023 年度以降、国内外において金利環境は大きく変化し、長期にわたった低金利局面から、「金利のある環境」へと移行している。LBO ローンを含むレバレッジド・ファイナンスは変動金利で組成されることが多く、金利変動の影響を受けやすい金融商品であり、こうした環境変化は、市場に対し多方面から影響を及ぼしている。

まず、借入コストの上昇が挙げられる。基準金利の上昇により、従来と同一のレバレッジ水準であっても、利払い負担は増加しており、返済余力やキャッシュフローの耐性に対する評価の重要性が高まっている。これにより、事業計画の妥当性やストレスシナリオに対する検証が、従来以上に重視されるようになっている。

第二に、プライシングに対する意識の変化である。金利上昇局面では、LBO ローン金利条件が借入人の業績や財務構造に与える影響が相対的に大きくなることから、単にスプレッド水準のみならず、レバレッジ水準、コベナント設計、返済条件等を含めた総合的なリスク・リターンの評価が求められる状況となっている。

第三に、リスク管理の重要性が再認識されている点である。金利上昇に伴い、業績変動時の下方リスクが顕在化しやすくなる中、LBO ローンは通常融資と比べてリスク特性が異なる商品であることを踏まえ、入口審査における慎重な判断や、期中におけるモニタリングの重要性が改めて認識されている。

こうした変化を背景として、LBO ローン市場においては、案件ごとの条件設定やプライシングに対する考え方が多様化するとともに、市場全体としての動向や相場観を把握することの意義が高まっている。この点は、本報告書において後述する市場可視化の取り組みや、プライシング情報の整理を巡る議論とも密接に関連するものである。

(3) 金利上昇局面におけるリスク管理・ガバナンスへの要請

こうした環境変化を踏まえ、金融機関における審査・期中管理・ガバナンス体制の高度化が、改めて重要な論点となっている。特に LBO ローンは、通常のコーポレート融資と比べてリスク特性が異なるため、市場全体として一定の考え方や共通理解を持つことの意義が高まっている。

金融庁が公表したモニタリングレポート²において審査の深度・期中管理・専門人材・ガバナンスについて課題が指摘されているほか、日銀レビュー³において「わが国金融機関が LBO ファイナンス特有のリスクを踏まえたリスク管理体制の整備やその高度化に取り組んでいくことが期待される」と記載されている。

もっとも、金利上昇が LBO ローンに与える影響は、案件規模や市場構造によって一様ではない。

特に、地域金融機関が主として関与する中小規模の LBO 案件においては、借入人企業の事業基盤やキャッシュフローの変動耐性が相対的に限定的である場合も多く、金利上昇による利払い負担の増加が業績や財務に与える影響が顕在化しやすい。このため、事業計画の実現可能性やストレス時の耐性をより厳密に検証し、慎重に審査する必要性が一段と高まっているほか、期中における継続的なモニタリングの重要性も増している。

一方で、大規模案件においては、金額規模が大きいこと自体が金融機関にとっての集中リスクとなるほか、金利上昇局面では市場全体のリスク許容度や投資家の期待リターンにも影響が及ぶ。このため、案件の組成や条件設定においては、個別金融機関の判断に加え、市場参加者全体を前提としたリスク分散や情報共有の在り方が、より重要な論点として意識されるようになってきている。

こうした金利上昇局面における影響の現れ方の違いを踏まえると、国内 LBO ローン市場を一様に捉えるのではなく、案件規模や市場構造の違いを前提とした整理の必要性が高まっている。

² 2025 年 6 月 30 日 金融庁「国内 LBO ローンに係るモニタリングレポート(2025)」

³ 2024 年 5 月日銀レビュー金融機構局 金口剛久、稲次春彦、三浦翔 「LBO ファイナンスの動向とリスク管理」、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではない

2. 国内 LBO ローン市場の可視化の進展

(1)2023 年度の課題整理と 2024 年度における基盤整備

2023 年度の勉強会では、国内 LBO ローン市場について、市場規模や案件分布を把握するためのデータが十分に整備されていない点が課題として整理された。

これを受け、2024 年度の勉強会では、可視化を実現するための前提として、データ項目・定義・収集方法に関する整理を中心に検討を行った。これらの検討を通じて、2025 年度における試行的なデータ収集・集計の実施につながった。

ただし、独占禁止法への抵触懸念から、試行的なデータ収集においては、プライシングデータの収集を見送ったが、「市場の健全な発展のために、プライシングの透明化は重要であり、今後の検討課題」と整理された。

(2) 2025 年度におけるデータ整備の取組み

国内 LBO ローン市場は発展を続けているものの、市場拡大の過程において、一部の参加者からは LBO 案件に関する実務ノウハウの蓄積や体制整備が十分でないとの指摘もみられた。こうした中、2025 年度には、全銀協会員行からのデータ提出を受け、データ項目や定義の整理、集計方法の検討を行った。2025 年 3 月基準、2025 年 9 月基準データの集計を通じて、国内 LBO ローン市場の一定の全体像を把握するための基礎的な材料が得られた。

ただし、データの定義や精度についてはさらなる検証が必要であるとの認識から、今回の段階では公表を見送り、正確性を向上させたうえで、ステップバイステップで公表していく方針を確認した。

また、データ項目や定義については、内容の「精緻化」を進めることの重要性が指摘されるとともに、継続的な提出を可能とする観点から、各行の実務負担にも配慮する必要があるとの認識が共有された。今後の可視化においては、データの正確性と継続性のバランスを取りながら、段階的に高度化を図っていくことが重要と整理された。

(3) 可視化を通じて整理された論点

可視化の取組みを通じて、案件規模の分布や市場集中度等に関する基礎的な整理が進んだ一方、取引慣行やプライシングといった側面については、引き続き検討を要する論点として残されている。

また、銀行と顧客との NDA⁴や守秘義務の観点から、各銀行が案件ベースの報告は避ける方針と整理された。

可視化により市場全体像の把握が期待される一方、データ項目・定義の解釈が各銀行で異なることや、データの正確性に疑義が生じるケースもあった。このため、集計データの検証体制の整備や、今後の収集主体の在り方についても引き続き検討が必要であるとの認識が共有された。

⁴ 秘密保持契約。NDA 条項には情報提供についていくつかの例外が設けられるものの、業界団体（全銀協）への情報提供は例外に含まれていない状況。

3. プライシング情報の取扱いを巡る論点

(1) 国内市場における現状と課題

国内 LBO ローン市場において、プライシング情報を市場参加者が参照できる形で把握することが難しい状況であり、比較可能な情報が十分に整備されていないとの指摘がある。現状では、価格形成は個別交渉に委ねられており、市場全体としての相場観やリスク・リターン水準を把握するための共通指標は存在しない。

一方で、プライシング情報の共有・公表については、独占禁止法や銀行の守秘義務、顧客との NDA との関係から慎重な対応が求められる点について、認識が共有された。また、個別案件の金利条件等を直接共有する行為については、競争法上のリスクが指摘され、特に慎重な対応が必要との認識が共有された。

国内においては、LBO ローンに限らず、ローンの金利情報が一般的に開示される慣行は確立していない。一方、J-REIT など一部の分野では、投資家保護やディスクロージャーの観点から、借入金利や借入条件が有価証券報告書等を通じて開示されている。これらは、上場商品として多数の投資家から資金を調達していることや、金融商品取引法にもとづく継続的な情報開示義務が課されていることを背景とするものであり、金融機関間での情報共有を目的としたものではない。したがって、こうした開示は、借入人自らが投資家に対して説明責任を果たすために行われているものであり、LBO ローン市場におけるプライシング情報の取扱いとは前提条件が異なる。

(2) 海外市場の整理

海外（米欧）市場では、業界団体が個別案件の価格情報を共有する仕組みは存在せず、借入人・スポンサーによる自主的な情報開示や第三者ベンダーによる情報流通を通じて、結果として市場参加者がプライシング水準を把握可能となっている点が整理された。

また、LSTA⁵や LMA⁶といった業界団体は、価格情報そのものではなく、競争法対応や機密情報の取扱いに関するルール整備を担っている点が、日本市場との重要な相違点として確認された。

⁵ Loan Syndications and Trading Association、ローン取引の国際業界団体

⁶ Loan Market Association、国際的なシンジケートローン市場に参加する金融機関で構成する団体

【図表 1】日米 LBO ローン市場のプライシング情報共有の比較

項目	日本	米国
情報共有の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個別交渉・秘匿 ・業界団体による価格指標整備は実施せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名・集計ベースの統計値（平均スプレッド等）を公表 ・Morningstar/LSTA Leveraged Loan Index 等による市場指標
競争法・独占禁止法対応	価格カルテルリスクに配慮、慎重な運用が必要	LSTA が競争法対応のガイドラインを策定・運用（Antitrust Policy）
市場の透明性・流動性	低い（セカンダリー市場未成熟、投資家層限定）	高い（CLO 等多様な投資家、セカンダリー活発）

（注 1）本図表は、勉強会における議論をもとに事務局にて整理したものであり、海外市場の商慣行を直接的に国内へ適用することを意図するものではない。

(3) 国内における検討の方向性

国内市場において直ちに海外と同様の情報開示を行うことは現実的ではないとの認識が共有された。このため、本勉強会では、当面は匿名化・集計を前提とした統計的な整理を進めることが現実的な対応であり、指数化や市場ベンチマークの整備については将来的な検討課題として位置づける整理とされた。

なお、市場ベンチマークとは、単純に案件データを平均したものではなく、一定の市場流動性を前提として形成される代表的な価格水準を指す概念である。欧米市場においては、セカンダリー市場での取引価格やディーラー提示値等を基礎として算出される場合が多いが、国内 LBO ローン市場においては、現時点で同様の前提条件が十分に整っているとは言い難い。

プライシング情報については、市場の透明性向上に資する可能性がある一方で、競争環境への影響等にも十分留意する必要があることから、当面は検討課題として位置づける。

現時点では、価格形成や水準提示を意図するものではなく、匿名化・集計を前提とした整理の在り方を含め、引き続き慎重に検討を行うこととする。

(4) 実務・法務面の留意点

プライシング情報の取扱いに当たっては、独占禁止法上の留意点を十分に踏まえる必要がある。このため、関係法令や当局の考え方を確認しつつ、競争制限と受け取られない形での情報整理の在り方について、慎重に検討を進める必要があるとの整理がなされた。

4. 国内 LBO ローン市場の構造整理と標準化・リスク管理手引きの方向性

(1) 日本の LBO ローン市場の構造的特性

国内の LBO ローン市場においては、案件特性に応じて、シンジケートローンでアンダーライトした上で一定程度のディストリビューションを行う形態と、単独行（または少数行）で融資を実行する形態の双方がみられる。特に、スポンサーが関与する比較的大規模な案件では前者が多く、地域金融機関が事業承継等を目的として関与する中小規模の案件では後者も広くみられる。

もっとも、現時点の国内市場では、いずれの形態においても、ディストリビューション後は最終的にリスクを保有（ホールド）することを基本とした取組みが中心となっている。したがって、本報告書で用いる類型は、現時点で市場が二分されていることを示すものではなく、リスク保有・ディストリビューションの前提に関する考え方の違いを整理するための概念的な枠組みとして位置づける。

この点において、日本の LBO ローン市場は、欧米で見られるような「シンジケートローン型（流通前提）」と「ダイレクトレンディング型（持ち切り前提）」が明確に分離した市場構造とは異なる特性を有している。

将来に向けては、投資家層の拡大や新規参入の促進を図る観点から、ディストリビューションを行いやすくするための環境整備（標準化等）を進め、案件特性に応じた選択肢を広げていく余地がある。もっとも、こうした取組みは、特定の取引形態を強制するものではなく、各行が自らの戦略・リスク管理方針に応じて「使うか使わないか」を判断することを前提とする。

本報告書では、こうした違いを現時点で市場が二分されているものとして捉えるのではなく、「リスク保有・流通に関する前提の違い」という観点から、日本の LBO ローン市場の構造的特性として整理する。

【図表 2】 リスク保有・流通に関する前提に関する整理（概念）

観点	持ち切り前提の取組み ⁷ (例：単独行/クラブ型、シローン後ホールド含む)	ディストリビューション拡大を志向する取組み ⁸ (例：より広範な配分を行いやすくする)
基本前提	最終保有（ホールド）を基本	ディストリビューション ⁹ を円滑に行える前提を整備
セカンダリー	原則として想定しない	必ずしも前提としない（※将来の選択肢として整理）
情報開示	当事者中心（必要範囲で限定的）	参加者が比較・判断しやすい情報の整理を志向

(注1) 本図表は、国内市場の現状が二分されていることを示すものではなく、リスク保有・ディストリビューションに関する前提の違いを整理するための概念的な枠組みである。

(注2) 国内市場では現時点において、ディストリビューション後は最終的にホールドする取組みが中心である。右欄は、投資家層拡大・新規参入促進の観点から、ディストリビューションを行いやすくする環境整備（標準化等）の検討余地を整理したものである。

(注3) 本図表は優劣比較を目的とするものではなく、案件特性に応じて各行が判断することを前提とする。本図表は、国内 LBO ローン市場における現状の市場分断を示すものではない。

⁷ 本報告書では「持ち切り前提の取組み」を、アレンジ有無や参加形態を問わず、ディストリビューション後に最終的なリスク保有（ホールド）を基本とする取組み（単独行・クラブ型、シンジケートローン後のホールドを含む）として用いる。

⁸ 本報告書では「ディストリビューションを行いやすくする取組み」を、投資家層拡大や新規参入促進の観点から、標準化等を通じてディストリビューションを円滑に行える環境整備を念頭に置いた整理として用いる（現時点でセカンダリー流通を前提とすることを意味しない）。

⁹ 本報告書における「ディストリビューション」とは、案件組成時における引受後の参加行への配分（一次的な譲渡）を指すものであり、市場流動性を前提としたセカンダリー取引を意図するものではない。

(2) ディストリビューションの拡大をしやすいするための領域と前提条件

大型案件や参加金融機関の多様化が見込まれる領域では、将来に向けて、より円滑なディストリビューションをしやすいとする環境整備の余地があるとの認識が示された。ただし、これは現時点で当該形態が一般化していることを意味するものではなく、契約条文の考え方、情報開示の粒度・タイミング、入口審査や期中管理に関する共通理解が前提となる。

(3) 標準化の位置づけと検討の射程

こうした前提条件が十分に整理されていない状況では、特に大型案件において新規にLBO ローンを手掛けようとする金融機関や投資家にとって判断のハードルが高くなる。このため、市場参加者が共通に参照し得る整理の在り方について検討することが、可視化の次のステップとして位置づけられた。

また、今年度全銀協にて設置した「中長期的な金融仲介の在り方検討 WG¹⁰」においては、リスク・リターンの適正化に向けて、銀行による与信判断や経営上の自助努力に加え、直接金融やセカンダリー市場等を通じた資金供給手段の多様化に向けた環境整備も必要との認識が示されている。

こうした観点から、セカンダリー・証券化市場の拡充に向けた議論との関係においても、LBO ローンにおける標準化に関する検討は一定の意義を有するとの意見が示された。

(4) 標準化の主な対象領域

標準化の対象としては、用語・定義、契約条文の考え方、情報開示・モニタリングの枠組み、債権譲渡に関する前提整理などが想定される。日本におけるLBO ローンの契約書は、案件毎の特性に合わせて作成されている状況であり契約書の完全統一を目的とするものではなく、実務判断を支えるための整理として段階的に検討することが適当とされた。

また、標準化そのものではないものの、流動化の観点から、外部格付の在り方も論点として指摘された。

¹⁰ 2025年6月19日全国銀行協会「中長期的な金融仲介の在り方検討 WG」の設置について、2026年3月19日中長期的な金融仲介の在り方検討 WG 報告書

(5) リスク管理手引きの位置づけ

リスク管理手引きは、LBO ローンの入札審査や期中管理において、各行がリスクを認識し、説明し、管理するための実務上の考え方を整理するものである。

案件の組成方法やリスクの最終的な保有形態の違いを踏まえつつも、LBO ローンに共通するリスク管理上の論点を整理することを目的としており、特定の市場類型を前提としたルールを定めるものではない。

一方で、同手引きは画一的な適用や形式的な運用を意図するものではなく、案件特性に応じた判断を代替するものでもない。数値基準や自動的な判断に用いることは想定せず、各行が自社の実務を点検し、必要に応じて高度化を図るための参考整理として位置づけられる。

勉強会においては、2025年に米国の銀行規制当局¹¹から撤回が表明された「レバレッジド・レンディング指針」についても言及があった。もっとも、各国の市場構造や監督体系は異なることから、これらの指針を直接的に国内へ適用することを意図するものではない。

なお、本手引きは、監督指針等を補完・代替するものではなく、金融機関自らの実務高度化を支援するための参考整理として位置づけられる。

¹¹ 通貨監督庁（OCC）と連邦預金保険公社（FDIC）が共同で発表

【図表3】各国におけるレバレッジド・ファイナンスを含むLBOローン関連規制・ガイドラインの比較（※日本については、LBOローン固有の規制はない。）

項目	米国	欧州	日本
主な規制主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ OCC ・ FDIC ・ FRB 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ECB（欧州中央銀行） ・ SSM（単一監督メカニズム） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁
主要ガイドラインの位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年「Interagency Guidance on Leveraged Lending」 ・ 2025年12月、OCCおよびFDICが2013年のInteragency Guidance on Leveraged Lending（および2014年FAQ）を撤回（FRBの対応は別途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年「Guidance on Leveraged Transactions」発表 ・ 非拘束だが監督上は強い期待値として運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LBOローン固有の規制・ガイドラインは存在しない ・ ただし、金融機関向けの一般的な監督の枠組みを整理
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ レバレッジ取引のリスク抑制と審査基準統一・撤回後は「一般的な健全性原則」へ回帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の定義統一、リスク管理・情報開示の高度化・シンジケーションリスクの監督強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LBOローンに限らず、信用リスク管理やガバナンスを含む金融機関経営全般の健全性確保

（注1）本図表は、米国（OCC・FDIC・FRB）の公表資料、欧州中央銀行（ECB）の「Guidance on Leveraged Transactions」（2017年）、および日本の金融庁監督指針等をもとに、勉強会事務局にて整理。

（注2）各地域は市場構造や監督体系が異なるため、内容の直接比較には留意が必要。

（出典）FDIC・OCC公表資料（2025年12月）、ECB“Guidance on Leveraged Transactions”（2017年）、金融庁監督指針を基に事務局作成。

5. 2026年度に向けた論点整理と今後の進め方

(1) 2025年度勉強会の総括

2025年度は、市場可視化を主テーマとして、可視化を起点に、日本のLBOローン市場における構造的特性（リスク保有・ディストリビューションの前提）や、規律（標準化・リスク管理手引き）の方向性まで整理した年と位置づけられる。

(2) 次年度の主要論点案

2026年度は、標準化の具体項目やリスク管理手引きの内容について、本格的な検討に向けた準備を進めることが想定される。また、可視化についても、公表に向けた精緻化および効率化を継続するとともに、プライシング情報の取扱いについても、引き続き検討を行う。なお、2026年度に扱う具体的な論点は、今後の関係者協議を踏まえて確定される。

【図表4】2026年度に向けた主要論点の整理

主なテーマ	内容
① 市場の可視化	✓ 半年毎のデータ集計を基本としつつ、運営方法を検討 ✓ プライシングデータの取扱いを検討 ✓ データ項目・定義・正確性の担保方法について順次見直し
② 市場の規律	✓ 標準化の対象項目を検討 ✓ リスク管理手引きについて本格的に検討

(注1) 本図表は勉強会の議論整理であり、最終的な取組み内容を拘束するものではない。

(3) 次年度の検討の枠組み

2026年度についても引き続き関係者が集まり、LBOローン市場の健全な発展に向けて議論を継続することが望ましいとの認識が共有された。来年度以降の勉強会においては、国内LBOローン市場の可視化の枠組みや実務面での課題整理を進めつつ、プライシング情報の取扱いについても、その在り方や整理の方向性を検討していく。

おわりに

国内 LBO ローン市場は、案件規模や市場参加者の広がり、金利環境の変化等を背景に、今後も変化を続けることが想定される。本勉強会では、2023 年度以降、段階的に市場の現状整理と論点の共有を進めてきた。

2024 年度に可視化の基盤整備を行い、2025 年度には試行的なデータ収集・整理を通じて、市場構造やプライシングを巡る課題、標準化およびリスク管理手引きの方向性について一定の整理を行った。

これらの取組みは、規制や一律の基準設定を目的とするものではなく、市場参加者が共通に参照し得る考え方や論点を整理することを通じて、各主体の自主的な判断や実務の高度化に資することを目的とするものである。

今後も、市場環境や実務の変化を踏まえつつ、関係者間での継続的な対話を通じて、国内 LBO ローン市場の健全な発展に向けた検討を進めていく。

以上